

松前公園スポーツ講座
体幹エクササイズ



- 講座 ①②とも各20回開催
日程 6月～11月
時間 ① 19時30分～20時20分
② 20時30分～21時20分
場所 松前公園体育館卓球場
定員 ①②各60人(抽選)
受講料 町内の人 4,000円
町外の人 4,800円
申し込み期間 4月1日(水)～25日(土)
※開始以前の提出は無効
申し込み方法 申込書に必要事項を記入し、FAX、メール、郵送、窓口のいずれかの方法で提出してください。
※申込書は、4月に回覧予定です。松前公園ホームページからダウンロードできるほか、同窓口と社会教育課にもあります。
申込先・問い合わせ 松前公園(担当:野村)
〒791-3120
松前町大字筒井638番地
☎ FAX 984-7227
メール top@i-masaki.jp

消防士の仕事をのぞいてみよう
消防フェア2020

- レスキュー体験や救急救命体験をしませんか。先着順で、はしご車搭乗体験もできますよ。
日時 3月7日(土) 10時～15時
場所 伊予消防署
(伊予市下吾川950番地3)
駐車場 山田建工駐車場、フレッシュバリュー伊予店第2駐車場
※雨天時は内容を縮小して屋内実施



- 伊予消防等事務組合
☎ 982-0119

事業者の皆さんへ
労働局からのお願い

- 4月1日から、中小企業でも時間外労働の上限規則が適用されます。早急な対応をお願いします。
時間外労働の上限 月45時間、年360時間
年次有給休暇の取得 すでに義務化年5日以上(年10日以上)の取得権を持つ労働者が対象
愛媛労働局労働基準部監督課
☎ 935-5203

いつか世界を変える力になる
JICA海外協力隊

今、世界約70カ国で1000を超える仕事が必要とされています。JICA海外協力隊として、あなたの技術や経験を開発途上国で生かしてみませんか。
応募に関する詳細は、ウェブサイトを確認してください。



- 応募資格 昭和25年4月1日～平成12年9月2日生まれで日本国籍を持つ人
応募期限 3月30日(月) 正午
応募方法 原則ウェブ応募となります。JICA海外協力隊ウェブサイト(<https://www.jica.go.jp/volunteer>)から手続きをしてください。
※特別な事情によりウェブ応募ができない場合は、JICA海外協力隊募集事務局までお問い合わせください。応募書類を送付します。
JICA海外協力隊募集事務局
(平日10時～12時、13時～17時)
☎ 042-404-5021
メール contact@jocvinfo
JICA四国
(平日9時30分～17時30分)
☎ 087-821-8825

1月から町内に事業所が新設
放課後等デイサービス



- 開設事業所 放課後等デイサービス事業所 十人十色
(松前町大字筒井722番地5)
放課後等デイサービスとは 障がいのある就学児(小学生・中学生・高校生)が、学校の授業終了後や長期休暇中に通うことのできる施設です。着替えや掃除など、日常生活に必要な基本動作や学習に必要な能力を習得するための指導が受けられます。他にも、集団生活に適応するためのソーシャルスキルトレーニングなどを行います。
※利用するには「福祉サービス受給者証」が必要です。希望する場合は、福祉課障がい福祉係まで相談してください。
放課後等デイサービス 十人十色
☎ 904-1149
福祉課障がい福祉係
☎ 985-4112

暮らしの中の相談会
弁護士による電話相談

- 「自殺予防月間」に合わせ、弁護士が無料で電話相談に応じます。お気軽にご利用ください。
日時 3月3日(火) 10時～15時
相談専用 ☎ 913-5570
※面談相談はできません。
愛媛弁護士会
☎ 941-6279

多重債務で悩まないで

- 四国財務局は、借金を抱え悩んでいる人のために「相談窓口」を設けています。債務に関する悩みをお聞きするとともに、必要に応じて、弁護士や司法書士などの法律専門家への引き継ぎを行っています。



- 相談は無料です。秘密は厳守しますので、一人で悩まずに気軽に相談してください。
相談方法 まずは電話してください。折り返し電話を掛け直します。
受付日 月曜日～金曜日
(祝日と12月29日～1月3日を除く)
受付時間 9時～12時、13時～17時
四国財務局多重債務者相談窓口
☎ 087-811-7801
FAX 087-823-2025

消費者力
UP 通信

賃貸住宅退去時の敷金精算にご注意を!

- 【相談事例】 アパートを退去したら、清掃やクロス張り替えなどの高額な修繕費用を請求され、敷金がほとんど戻ってこなかった。この費用は負担しなければならないのか。
【アドバイス】
○ 畳の日焼け、壁・床・天井の汚れなど普通に暮らしていかかる修繕費用は原則家主の負担です。
○ 入居前に契約書をよく確認しましょう。
○ 退去時の点検には必ず立ち会い、費用負担を話し合いましょう。
○ 修理代を請求されたら、まず明細を出してもらいましょう。
○ トラブルになった場合は、すぐに相談しましょう。

安心して役場の相談窓口にご相談ください!

相談は秘密厳守で、匿名でもできます。お気軽にどうぞ! 情報提供も受付中です。



消費生活相談員
武田 咲枝

- 消費者ホットライン
☎ 188 (9時～17時)
消費生活相談窓口(産業課内)
☎ 985-4120 FAX 985-4147

統計
Statistics ()は前月比

人の動き (R2.1.31現在)	男性	14,520人	(-26)
	女性	16,106人	(-16)
	合計	30,626人	(-42)
	世帯	13,420世帯	(-27)

松前町は令和42年に25,000人のまちを維持します

支払
Payment ◎納期限内に納めてください

国民健康保険税(普通徴収)	第9期
介護保険料(普通徴収)	第9期
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	第9期

納期限 3月31日(火) 口座振替 3月25日(金)